

27補正 補助事業の手引き 修正箇所一覧

平成28年6月6日現在

頁/該当箇所	修正後	修正前 ※	摘要	更新日
10頁/ 6.(2)⑤	⑤ 本事業における発注先(委託先)の選定にあたっては、 見積依頼書又は仕様確認書等を提示し 、入手価格の妥当性を証明できるよう見積書をとってください。また、単価50万円(税抜き)以上の物件等については、原則として 書面記載の同一条件により 補助事業者又は見積依頼先との間で資本関係のない2社以上から見積をとることが必要です。	⑤ 本事業における発注先(委託先)の選定にあたって、 <u>同一条件を記載した見積依頼書・入手価格の妥当性を証明できるよう見積書をとってください</u> 。また、単価50万円(税抜き)以上の物件については原則として補助事業者又は見積依頼先との間で資本関係のない2社以上から見積をとることが必要です。	表現統一 (78頁/(2)⑦、 111頁/d.)	6/6
67頁/ 様式13 表内	前年度までの補助事業に係る 全国中央会及び福井県地域事務局 への累積納付額	前年度までの補助事業に係る 福井県地域事務局 への累積納付額	文言追加	6/6
70頁/ 様式13の別紙3.	(2) 補助事業の成果に基づき取得した知的財産権等(特許権、実用新案権若しくは意匠権)の譲渡又は実施権の設定(有・無) (注) 該当する項目に○印を付してください。いずれかに「有」を付した場合は次表を(※)にそって記入してください。その上で「補助事業に係る本年度収益額」の合計額を交付規程様式第13事業化状況・知的財産権等報告書 1. 事業化報告等表中の「補助事業に係る本年度収益額(B)」に転記してください。	(2) 補助事業の成果に基づき取得した知的財産権等(特許権、実用新案権若しくは意匠権)の譲渡又は実施権の設定 <u>有/無</u> 該当する項目に○印を付してください。 いずれかに「有」を付した場合は次表を(注)にそって記入してください。	文言修正	6/6
77頁/(2)②	② 発注に際しては、見積書提出依頼(外注加工費、委託費を支出する場合)の 写しや入手価格の妥当性を証明できる書類(単価50万円(税抜き)以上の物件等を発注する場合等)のほか 、見積書、注文書～	② 発注に際しては、見積書提出依頼(外注加工費、委託費を支出する場合) <u>見積書、注文書～</u>	表現修正	6/6
78頁/(2)⑦	⑦ 本事業における発注先(委託先)の選定にあたっては、「 見積書提出のお願い 」(参考様式3)又は 物件等の仕様を確認できる書面を提示し 、入手価格の妥当性を証明できるよう見積書をとってください。また、単価50万円(税抜き)以上の物件等については、原則として 書面記載の同一条件により 補助事業者又は見積依頼先との間で資本関係のない2社以上から見積をとることが必要です。	⑦ 本事業における発注先(委託先)の選定にあたって、 <u>同一条件を記載した見積依頼書・入手価格の妥当性を証明できるよう見積書をとってください</u> 。また、単価50万円(税抜き)以上の物件については資本関係のない2社以上から見積をとることが必要です。	表現修正・統一 111頁/d. も同様	6/6
110頁/ (13)	精算払請求書受領後、 全国中央会より 当該補助事業者宛に精算払い(補助金額の振込)を行います。	精算払請求書受領後、当該補助事業者宛に精算払い(補助金額の振込)を行います。	文言追加	6/6
114頁/ ①	～、承認を受けることで、補助金の一部に相当する金額を 全国中央会及び福井県地域事務局 に納付する義務が免除されます。	～、承認を受けることで、補助金の一部に相当する金額を 福井県地域事務局が指定する口座 に納付する義務が免除されます。	文言追加、削除 p.116 も同様	6/6
117頁/ 表内、表外	前年度までの補助事業に係る 全国中央会及び福井県地域事務局が指定する口座 への累積納付額：F	前年度までの補助事業に係る 福井県地域事務局が指定する口座 への累積納付額：F	文言追加	6/6